

総合評価一般競争入札によるPFI事業者の選定プロセス

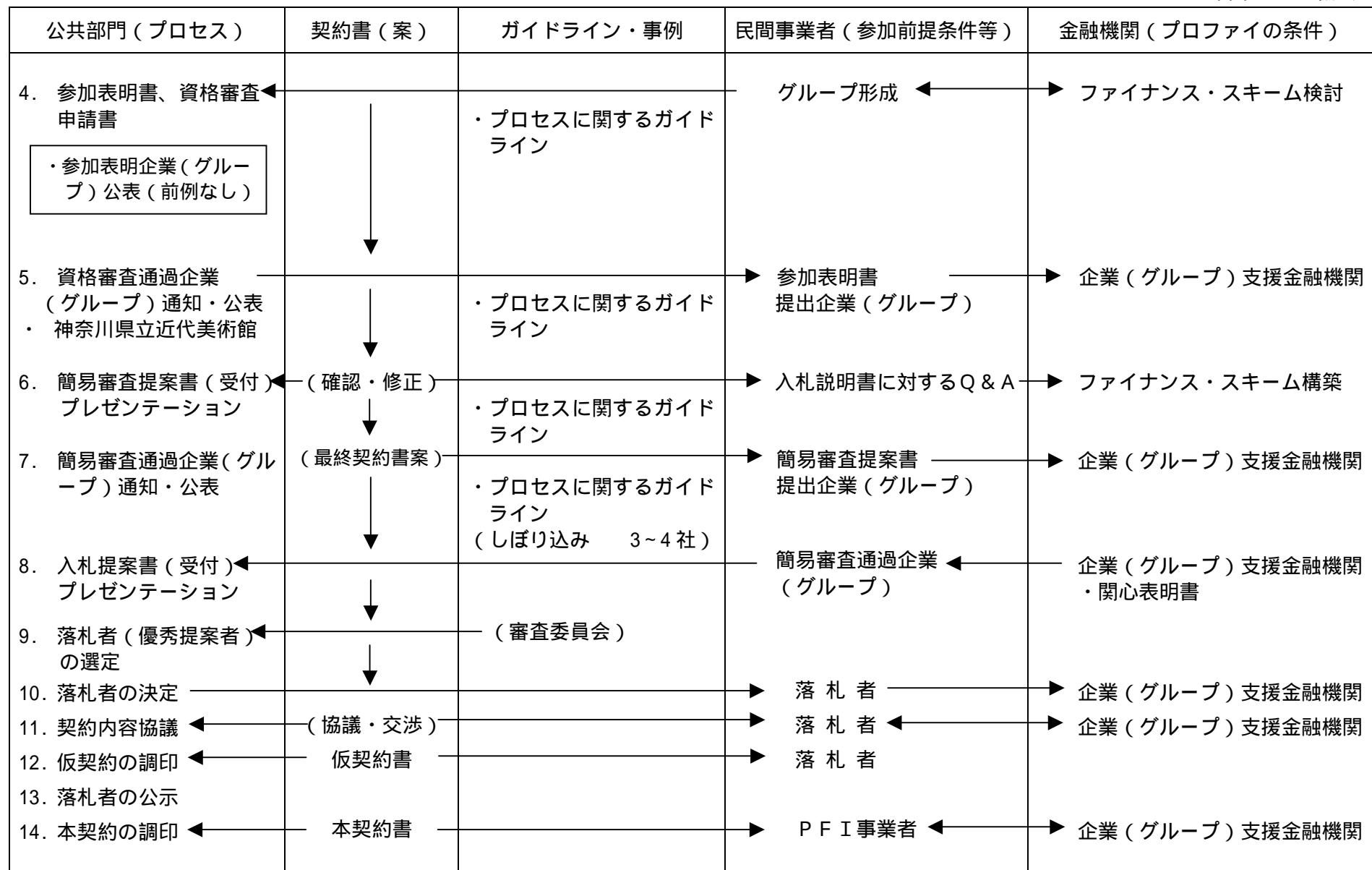
現行の法制度のもとで、PFI事業方式を採用する場合、PFI推進法、基本方針、自治省通知、ガイドライン及び現在、実際に推進されているPFI事業の事例より、PFI事業方式のメリットを最大化する為には、別紙の進め方が可能であり、推奨される。

尚、現行制度のもとで、総合評価一般競争入札を採用した場合の問題点と可能な範囲の解決策及び事例を下記する。

問 題 点		解 決 策・事 例
1	入札迄に入札者のコスト負担を軽減する為の2段階、多段階審査が出来ない。	プロセスに関するガイドライン（ステップ4.4-1(10)）において資格審査、簡易提案審査を通じた「絞り込み」を推奨。
2	入札時の入札価格の比較をライフサイクルコストの単なる合計値で行う。（契約書との関係においての判断）	ライフサイクルコストの現在価値（価格）で比較する。 (事例：調布市調和小学校整備事業)
3	落札者との協議が不調に終った場合の次点の選出基準が不明確。	総合評価値（点）の高い順とする。 (事例：調布市調和小学校整備事業)
4	契約保証金をライフサイクルコストの10%の金額、保証期間を契約期間終了時迄要求される。	契約保証金免除。但し建設請負工事に相当する費用の10%の履行保証保険の写し。有効期間は施設の引渡しまで。 (事例：調布市調和小学校整備事業)
5	資格審査通過者を公表出来ない。	資格審査通過企業グループを公表。 (事例：神奈川県立近代美術館整備事業)
6	落札者グループの金融機関が要求する融資前提条件をPFI契約書に反映できない可能性が生ずる。	実施方針公表時のQ&Aにおいてすべての前提条件を確認する。認められぬ場合は入札不参加とする。
7	優先交渉権者ではなく、落札者として契約交渉が出来ない。	(PFIの本質である適切なリスク分担に問題が生じる。 制度の改変が必要)
8	性能発注において異なるリスクを含む複数の入札提案書に対する唯一の契約書案作成(変更不可：会計法29条の5)	(PFIの本質である財政負担の軽減及び適切なリスク分担の実現に支障 制度の改変が必要)

総合評価一般競争入札によるPFI事業者の選定プロセス

公共部門(プロセス)	契約書(案)	ガイドライン・事例	民間事業者(参加前提条件等)	金融機関(プロファイの条件)
1. 実施方針の公表	(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市立調和小学校 -入札・契約保証金免除- ・<u>プロセスに関するガイドライン</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ステップ4. 4-1(10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格審査 ・簡易提案審査 (資格審査) ・入札(詳細提案書の提出) </div>	<ul style="list-style-type: none"> → 実施方針等に関するQ & A → 入札保証金、契約保証金の免除の確認 → 2段階方式、多段階方式の確認 → リスク分担等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> → プロジェクト・ファイナンスの必須条件の確認 直接契約(ガイドライン) 地位の譲渡予約(ガイドライン) 代金受取債権に対する<u>譲渡担保</u>設定 施設に対する動産<u>譲渡担保</u>設定 (BOTの場合)
2. 特定事業の選定の公表	(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県立近代美術館 	<ul style="list-style-type: none"> → 実施方針等に関する意見招請 → 意見等に対するヒアリング 	PFI事業関連契約に対する債権譲渡担保設定
3. 入札公告、入札説明書の公表・配布 ・入札説明会/現場説明会	契約書案公表	<ul style="list-style-type: none"> ・確認事項等 現在価値による評価 次点企業(グループ)は「総合評価値の高い者が順に契約交渉を行なう」 補助金の支払時期の明記 ・以上すべて調布市立調和小学校 	<ul style="list-style-type: none"> → 入札説明書に対するQ & A <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(第1回 Q & A) (第2回 Q & A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市消費生活センター </div>	<ul style="list-style-type: none"> SPCの預金口座に対する質権設定 保険金請求権に対する質権設定 出資者保有のSPCの株式に対する質権設定 限定的追加資金拠出義務の確約



2001年2月5日Rev.
2001年1月29日
日本PFI協会